

産建文教常任委員会

効率的な農地利用拡大を

12月8日に委員会が開催され、「白鷹町農業振興地域整備計画の変更」「農業委員会における非農地判断」について説明を受けた。

農業振興地域整備計画の変更

農用地、区域が変更

【背景】

農業者数の減少・高齢化、荒廃農地等の増加など状況が変化している。

【策定のポイント】

◆農用地利用計画 確保すべき農用地を絞る。

農用地区域	(単位：ha)	
	変更前	変更後
農業振興地域総面積	7003	7003
うち農用地区域	3642.2	3050.9

※農業振興地域総面積は変更なし。

農業委員会における非農地判断

非農地について事前確認通知

【概要】

山林のような状態で、農業機械では再生困難な「非農地」と認められる土地の所有者に、事前の確認通知を行う。

質疑

非農地の判断は

【委員】農地への復元が困難との判断基準は。

【当局】農業委員、最適化推進員がパトロールする。地目が畑でも、杉があり周囲も山林のような、明らかに復元が困難な場所について、非農地と判断する。

実証実験を延長へ

【利用者の声】

「御用聞き事業」「買い物ポイントサービス事業」「移動販売支援事業」とも、事業継続を望む声が多数あった。

質疑

実施地区の拡大は

【委員】事業実施地区を広げる考えは。

【当局】実証実験を1年延長し、拡大よりも、まずは、課題等を踏まえ、より良い事業にしていきたい。

質疑

町民への周知は

【委員】区域変更は影響を及ぼす。周知は。

【当局】国の助成等を受ける場合、農用地区域であることが条件となる。縦覧期間を設け、図面も含め開示する。



非農地判断を待つ農地



非農地化により変わる税制への対応を。



移動販売でコミュニケーション



買い物困難者への対応を。

- その他
  - 日本の紅（あか）連携推進事業
  - 水道事業経営戦略（案）
  - 町道路線の認定
- について説明があった。

高齢者に対する買い物支援  
買い物環境充実支援事業の状況について説明を受けた。